

人口問題研究

第三卷 第一號

調査研究

初婚者の結婚費

— 大阪市に於ける調査の結果について —

根村 當三郎

一 序 言

婚姻奨励の一方策として、婚資貸付制度の実施が提唱せられてゐる今日、所得と結婚費用との關係に關する統計資料の缺如してゐることは甚だ遺憾であるので、本研究では、所得と結婚との關係より結婚年齢遅延の原因を究明し、もつて我が國人口政策に關する一基資料を整備する目的で、東京市三十五區の内、本所區外四區に於いて本籍を有し又は寄留せる者で、昭和十五年十月一日乃至同年十二月三十一日の三ヶ月の間に婚姻した雙方初婚者について「初婚者所得調査」を實施したのである。

初婚者の結婚費

本調査の結果の一部については本誌第二卷第七號(昭和十六年七月刊行)に發表したから、ここでは繰り返し縷述するを省略することとするが、本研究所に於いては此の種統計資料を一層整備する目的で、同様の調査を都市及農村について實施したいと計畫を進めてゐた。前回東京市について實施してから約一ヶ年を経た昭和十六年九月一日乃至同年十一月三十日の三ヶ月間、大阪市内の六區並に山形、長野、滋賀、廣島及熊本の五縣下に於ける農村について、前回と同一趣旨に基いて實施したのである。

右の内、大阪市について實施した初婚者の職業別による所得と結婚費用との關係に關する調査結果は漸く整理がついたので、次にそれを發表しようと思ふ。

尚、今回發表する大阪市についての調査は、前回東京市について實施した調査と、二、三の點を除けば、調査項目其の他は全く同一であるから、本稿を讀まれる方は右を参考とせらるるならば、一層興味あるものと思ふ。

本調査の要綱は既に本誌第二卷第十號(昭和十六年十月刊行)に記載されてゐるから、ここでは詳述するを省くこととするが、都市については、大阪市を選び、同市内に於いて俸給生活者並に工場勞務者の比較的多數住居してゐると見られる北區、此花區、天王寺區、西淀川區、東成區及住吉區の六區に於いて本籍を有し又は寄留せる者にして、昭和十六年九月一日乃至同年十一月三十日の三ヶ月間に婚姻した雙方初婚者であつて、且つ普通婚姻による者に「初婚者結婚費用調査票」を配付して、所定の調査事項の記

入を依頼したのである。

回答を得たる調査票の内、記入不完全なものを除去し調査に使用し得た調査票は全部で五八八であつた。尙今回の調査に際しては、前回東京市について行つた経験に鑑み、普通婚姻についてのみ調査することとした。

本調査期間内に於いて婚姻せる初婚の夫を職業別に分類すれば次の如くである。尙、参考の爲前回行つた東京市に於ける數を括弧内に掲げることとする。

俸給生活者	二四一(二一九)
自由業者	一五(二一)
中小商工業者	一一〇(一一〇)
工場勞務者	一七八(二二二)
交通勞務者	二五(二三)
日傭	三(七)
其の他の勞務者	一六(七四)
合計	五八八(六七五)

初婚の妻を夫の職業別に分類すれば、夫の場合と同數であることは言ふ迄もない。次に初婚の妻を婚姻前に於ける妻の職業別に分類すれば次の如くである。(括弧内は東京市)

女子事務員	五五(四六)
女子勞務者	七九(八〇)
自由業者	一八(一四)
中小商工業者	三九(七)
家事使用人	二三(三四)
農業	二〇(三〇)
無職	三五四(四六四)
合計	五八八(六七五)

右の統計によれば、夫の無職の者は皆無であるが、妻にあつては、婚姻前に於いて無職の者は極めて多數であつて、全體の六割を占めてゐる。又東京市に於ける場合に比較し婚姻前に於いて中小商工業に従事してゐた者の多數あることは注目されるべきである。

二 職業別による夫の平均月收入

婚姻當時に於ける初婚の夫はどれだけの平均収入があるかを職業別に示せば第一表の如くである。

尙、本調査に於ける平均月收入とは、過去一ヶ年間の總収入の平均月額を算定して記入して貰つたのであるから、俸給生活者について謂ふならば平均月收入は毎月受くる月給のみでは勿論ない。その外に賞與其の他の手當の類を月額にしたもの一切を含むのである。例へば月給八十圓の會社員たる初婚の夫の本調査に於ける平均月收額は、假りにその初婚の夫が月給の外に過去一ヶ年間に六ヶ月分に相當する額の賞與又は慰勞金を得たとするならば、その賞與又は慰勞金を月額に算定した四十圓が月給に加算せらるるから百二十圓となるのである。

第一表 職業別による夫の平均月收入

夫の職業	平均月収入		合計
	俸給又は賃銀	其の他の収入	
俸給生活者	一〇六・九〇	六・五〇	一一三・四〇
自由業者	八七・二〇	四六・七〇	一三三・九〇
中小商工業者	—	一六六・九〇	一六六・九〇
工場勞務者	九八・八〇	二・三〇	一〇一・一〇
交通勞務者	八九・四〇	一〇・〇〇	九九・四〇
日傭	五六・七〇	三〇・〇〇	八六・七〇

其の他の勞務者	九二・六〇	—	九二・六〇
總平均	八五・〇〇	三四・一〇	一一九・一〇

右の第一表で、先づ初婚の夫全體の平均月收入を見ると、百十九圓十錢であり、これを俸給又は賃銀と其の他の収入とに區別すれば、俸給又は賃銀は八十五圓、其の他の収入は三十四圓十錢である。更にこれを職業別に見ると、中小商工業者の百六十六圓九十錢が最高である。中小商工業者の収入は職業の性質上、俸給又は賃銀によるものではなく、全部が其の他の収入に屬することは右の表に示す通りである。之に次いで自由業者の百三十三圓九十錢が高いが、俸給の八十七圓二十錢に比し其の他の収入は四十六圓七十錢であつて、其の他の収入は俸給の五割三分に當り、又全體の収入の三割五分に相當する。これは自由業者には教師、新聞雜誌記者の如く専ら俸給によつて生活してゐる者と、醫師、マツサージ師、僧侶、遊藝師の如く必ずしも俸給によらないで生活してゐる者とが含まれてゐるから、俸給と其の他の収入との割合が右のやうな關係になるのであらう。俸給生活者(主として銀行、會社員)の収入はこれよりも稍、少く百十三圓四十錢である。そして収入の大部分は俸給であつて、百六圓九十錢、其の他の収入は僅かに六圓五十錢である。

これに反して収入の少いのは日傭の八十六圓七十錢であつて、賃銀収入の五十六圓七十錢に比し其の他の収入は三十圓であつて、俸給と其の他の収入との割合は、前述の自由業者と殆ど同じやうな關係になつてゐるが、回答を得た調査票が日傭としては僅かに三件に過ぎなかつたのにもよると思はれる。因に東京市に於ける調査に於いては、日傭の収入は他の職業に比し、順位はやはり最低であつたが、其の収入七十一圓四十錢は全部が賃

初婚者の結婚費

銀収入であつた。其の他の勞務者の収入は九十二圓六十錢で其の全部は賃銀収入である。左官、疊職、鳶職等がこれに含まれてゐる。又、工場勞務者及交通勞務者の収入はこれよりも更に幾分多くなつてゐるが、いづれも百圓内外であつて、工場勞務者では百一圓十錢、交通勞務者では九十九圓四十錢である。兩者共に賃銀以外の其の他の収入は極めて僅少である。

今回の調査によつて、大阪市に於ける初婚の夫の平均月収は、全體としては百二十圓見當であるが、併し職業の種類によつては差等があり、中小商工業者の収入は全體の平均収入よりも四割も大である。自由業者も亦全體の平均収入に比し一割二分餘大であるが、其の他は皆平均収入よりも少くなつてゐる。即ち、俸給生活者は五分、工場勞務者は一割五分、交通勞務者は一割六分餘、其の他の勞務者は二割二分、日傭は二割七分夫々全體の平均収入よりも少くなつてゐる。

これによつてみれば、大阪市に於ける初婚の夫の平均収入は、約一年前東京市に於いて行つた同様の調査の結果に比し、全體の平均収入に於いて十七圓三十錢大であるが、これを職業別に示すならば最高の中小商工業者に於いて四十圓の三割二分大、最低の日傭に於いて十五圓三十錢の約二割大であるのをはじめ、自由業者の七圓五十錢の約六分、工場勞務者の十七圓の約二割、交通勞務者の四圓二十錢の約四分五厘、其の他の勞務者の十四圓九十錢の約一分九分夫々大であるのに對し、俸給生活者に於いては、極めて僅かではあるが、東京市の百十四圓二十錢に比し大阪市の百十三圓四十錢と八十錢だけ少くなつてゐる。併し、これを俸給と其の他の収入との夫々について比較するならば、俸給に於いては大阪市に於ても九十錢だけ大となつてゐる。

これを要するに大阪市に於ける初婚の夫の全體の平均収入は東京市に於

けるそれに比し十七圓餘大となつてゐるが、職業別に見て、俸給生活者を除いては、大小の差等はあるが夫々大となつてゐる。殊に中小商工業者に於ける差等は極めて大であつて、これが大阪市の初婚の夫の全體の平均月収を大ならしめたものと謂へよう。この事實は大阪市と東京市の都市としての性格の差異を反映したものと見られないこともない。

三 職業別による夫の平均結婚費用

夫の結婚に要したる費用は結納金、結婚式費用、披露宴費用、支度費及世帯を持ちたるために特に要したる費用の五項目に分ちて調査したのであるが、先づ第一にこれらの費用を總括したものを職業別に觀察し、平均月収入に對する平均結婚費用の割合を示せば次の如くである。

第二表 職業別による夫の平均結婚費用及平均月収入に對する平均結婚費用の割合

夫の職業	結婚のために要したる費用			合計に對する自己負擔の割合	平均月収入に對する平均結婚費用の割合
	自己負擔	自己負擔以外	合計		
俸給生活者	三〇五七〇	二八七〇〇	五九二七〇	五二・六	五三・六
自由業者	二八〇三〇	二九三三〇	五七三六〇	四九・六	四七・五
中小商工業者	三五九一〇	三七四〇〇	五八六五〇	六二・三	三五・四
工場勞務者	二〇八五〇	一六六一〇	三七七四〇	五五・六	三七・〇
交通勞務者	三三〇七〇	一七一〇〇	四九一七〇	六五・九	四九・五
日傭	九六七〇	一六七〇	二六三四〇	三六・七	三〇・八
其の他の勞務者	二〇四八〇	二二六九〇	四三一七〇	四八・五	四五・五
總平均	二八二四〇	三三三〇〇	五二五四〇	五四・九	四三・九

右の第二表で、職業別による夫の平均結婚費用を見ると、俸給生活者の五百九十二圓七十錢が最も高い。これに次いで中小商工業者の五百八十六

圓五十錢、自由業の五百七十二圓五十錢が高い。更にそれに次ぐものを順次に掲げるならば交通勞務者の四百九十二圓七十錢其の他の勞務者の四百二十一圓七十錢、工場勞務者の三百七十四圓七十錢といふ順序となり、日傭の二百六十三圓四十錢が最も低い。全體の平均について見れば、結婚費用は一人當り五百十四圓四十錢である。

次に、いづれの職業に於ける夫も結婚費用の一部は他人によつて負擔されてゐる。尤も個々について見れば結婚費用の全部を自ら負擔してゐるものもないではないが極めて例外的である。そしてあらゆる職業を通じてこれを見れば、結婚費用總額に對する自己負擔の割合は約五割五分であるから、結婚費用の約半額に近い額は他人の負擔になつてゐる。併し、結婚費用總額に對する自己負擔の割合は職業の種類によつて差等がある。即ち自己負擔の割合は交通勞務者の六割五分が最も多く、これに次いで中小商工業者の六割一分二厘、工場勞務者の五割五分六厘の順で、以上は全體の平均よりも多い部に屬するのであるが、これに反して自己負擔の少いのは、日傭の三割六分七厘、其の他の勞務者の四割八分五厘、自由業者の四割八分九厘であり、俸給生活者の五割一分五厘も亦全體の平均に比して稍、少くなつてゐる。

これによつて見れば、大阪市に於ける初婚の夫の結婚費用の總額に對する自己負擔の割合は、職業別に見たる場合には交通勞務者が最も多く、これに次いで中小商工業者、工場勞務者の順序となるのであるが、此の順序は東京市に於ける場合と全く同じであつて、これらの職業に従事する人々は、結婚費用の負擔については比較的多くの部分を自己の負擔としてゐると謂ひ得るわけである。又俸給生活者、自由業者及其の他の勞務者の自己負擔の割合はいづれも全體の平均結婚費用よりも稍、低く五割一分五厘乃

至四割八分五厘であつて、一般的に言つて、東京市に於けるが如く最高最低の差が大でない。即ち東京市に於ける初婚の夫の結婚費用の總額に對する自己負擔の割合は、交通勞務者が最高でその割合は七割四分七厘、最低は自由業者の二割五分四厘であつたが、大阪市内に於ける最高は前記の通りやはり交通勞務者ではあるがその割合は六割五分、最低は日傭の三割六分七厘であつて、その間の開きは大阪市の方がはるかに少なう。

次に平均月収入に對する結婚費用の割合は、全體の平均では四十三割一分強となる。即ち、結婚費用は平均月収入の四倍強に達してゐる。併し、この場合にも職業の種類によつて大なる差等がある。俸給生活者は五十二割二分強を支出して、最も大であり、これに次いで交通勞務者の四十九割五分強、其の他の勞務者の四十五割五分強の順で、其の他の職業に於いては、全體の平均よりもいづれも少い。即ち、自由業者の四十二割七分、工場勞務者の三十七割、中小商工業者の三十五割一分強であつて、日傭の三十割三分強が最も少い。ここに興味あることは全體の平均が四十三割強となつてゐること、俸給生活者が結婚費用を平均月収入の五十二割強を支出してゐること、前回東京市について調査した場合と全く同一であることである。東京市と大阪市とについて一般的に言ふならば、夫の平均月収入に對する平均結婚費用の割合に於いても、結婚費用總額に對する自己負擔の割合の場合と同様、最高及最低の開きが大阪市内に於ける方が東京市に於けるよりも少ない。

次に結婚費用は結納金、結婚式費用、披露宴費用、支度費、世帯を持つに要したる費用の五項目に分類することが出来るが、結婚費用總額に對する夫々の費用の百分比を、職業別に示せば第三表の如くである。

第三表 職業別による夫の結婚費用の支出項目別

夫の職業	區分	結婚費用				世帯を持つに要したる費用	合計
		結納金	結婚式	披露宴	支度金		
俸給生活者	實數	1,238.00	618.00	1,021.00	1,483.00	1,047.00	5,927.00
	百分比	37.7%	21.6%	18.3%	25.3%	27.6%	100.0%
自由業者	實數	1,700.00	694.00	1,488.00	860.00	993.00	5,725.00
	百分比	29.7%	12.1%	25.9%	15.0%	17.3%	100.0%
中小商工業者	實數	1,690.00	820.00	943.00	1,436.00	977.00	5,666.00
	百分比	29.8%	14.5%	16.6%	25.2%	17.4%	100.0%
工場勞務者	實數	1,076.00	697.00	497.00	771.00	760.00	3,741.00
	百分比	28.5%	18.6%	13.2%	20.6%	20.5%	100.0%
交通勞務者	實數	1,480.00	794.00	569.00	948.00	1,184.00	4,975.00
	百分比	29.7%	15.9%	11.5%	19.2%	23.7%	100.0%
日傭	實數	500.00	334.00	367.00	333.00	1,000.00	2,334.00
	百分比	18.8%	11.5%	13.8%	12.2%	42.7%	100.0%
其の他の勞務者	實數	1,100.00	609.00	713.00	1,094.00	700.00	4,316.00
	百分比	25.5%	14.1%	16.3%	25.4%	16.6%	100.0%
總平均	實數	1,446.00	718.00	854.00	1,370.00	919.00	5,447.00
	百分比	26.5%	13.2%	15.7%	25.1%	19.5%	100.0%

第三表で見ると、全體の平均では、結婚費用に對して、結納金は二割八分一厘、結婚式費用は一割三分九厘、披露宴費用は一割六分六厘、支度費は二割三分四厘、世帯を持つに要したる費用は一割七分八厘である。これによつて見ると、夫の結婚費用の中では結納金の二割八分一厘が最も多く、支度費の二割三分四厘がこれに次いで多く、世帯を持つに要したる費用の一割七分八厘、披露宴費用の一割六分六厘の順となり、結婚式費用の一割三分九厘が最も少い。此の傾向は職業の種類によつて、多少異つてゐる。結婚費用の全體に對する各支出項目の占むる割合も亦、職業の種類によつ

て相當の差等を示してゐる場合も少くない。

先づ、結婚費用總額に對する結納金の占めてゐる割合は、全體の平均について見ても、又其の他の職業に於いても日傭を除けば最も多くなつてゐる。即ち交通勞務者及自由業者についてみると、夫々二割九分三厘、二割九分一厘に達してゐる。これに次いで、中小商工業者の二割八分八厘、工場勞務者の二割八分七厘、俸給生活者の二割七分四厘、其の他の勞務者の二割六分一厘の順でいづれも結婚費用總額に對する割合から見て第一位を占めてゐる。唯、日傭について見ると、其の割合は一割八分九厘で、第二位となつてゐる。夫の結婚費用總額に對する結納金の占むる割合は、前回東京市について行つた調査の場合に比し、大阪市のそれは遙かに大である。即ち、東京市に於ける結納金の結婚費用總額に對する割合は、全體の平均では一割八分三厘で、結婚費用總額に對する割合は他の支出項目に比し最も少いのを對し、大阪市に於ける今回の調査に現はれた所によると、二割八分一厘でその割合は第一位を占めてゐる。各職業別について見ると、東京市に於いては、自由業者の二割六分五厘、俸給生活者の二割六厘が全體の平均より大であるのに、大阪市に於いては日傭の一割八分九厘を除いては、各職業に於いても、結婚費用總額に對する結納金の占めてゐる割合は、二割九分三厘乃至二割六分一厘でいづれも第一位を占めてゐる。結婚費用總額に對する結納金の占むる割合の東京、大阪兩都市に於ける以上の如き差異は、これら兩都市に於ける結納金の支出に關する長い間の慣習がかかる異つた結果を生ぜしめたのではないだらうか。

次に、結婚式費用について見ると、全體の平均では一割三分九厘で、結婚費用總額に對する割合は最も少い。いづれの職業に於いてもその割合は最も少いか又はこれに次いで少い。即ち俸給生活者の一割一分六厘、自由業

者の一割二分一厘、中小商工業者の一割四分、其の他の勞務者の一割四分四厘はいづれも夫々の結婚費用總額に對して最も低い割合を占めて居り、交通勞務者、工場勞務者は夫々一割六分一厘、一割八分六厘で披露宴費用に次いで最も少い部分を占めてゐる。又、日傭は一割二分六厘で世帯を持つに要する費用に次いで最も少い割合である。

次は披露宴費用であるが、二割五分九厘に達してゐる自由業者が最も多く、一割八分二厘の俸給生活者がこれに次いで多い。其の他の勞務者の一割六分九厘、中小商工業者の一割六分は全體の平均である一割六分六厘に極めて接近してゐる。少い方では交通勞務者の一割一分九厘、工場勞務者の一割三分二厘で、兩者とも其の結婚費用總額に對する割合は最下位である。

尚、前回行つた東京市に於ける調査に於いては、結婚費用の分類中、結婚式及披露宴に要したる費用を一括し一項目としたのであるが、今回は前に述べた如く、結婚式の費用と、披露宴に要したる費用とは夫々別個の項目として調査し、その結果を集計したのである。従つて東京市に於ける調査では、結婚費用の中で、結婚式及披露宴の爲に要したる費用の割合が最も多く、全體の平均に於いて三割七分二厘を示し、職業別に見るならば、日傭の如きは四割二分三厘に達してゐるものもあるが、いづれの職業に於いても平均の三割七分二厘に極めて接近した割合を示してゐる。今回の大阪市の調査に於いては、結婚式の費用と披露宴の費用とは夫々別個の項目としたのであるが、東京市に於ける調査と比較する爲、假りに右を合計して見るならば、大體に於いて次の如くなるのである。即ち、大阪市の於ける夫の結婚式及披露宴に要したる費用の割合は、全體の平均に於いては三割五厘となり、更にこれを職業の種類に見るならば、自由業者の三割八分一厘が

最も多く、これに次いで工場勞務者の三割一分八厘、其の他の勞務者の三割一分三厘、中小商工業者の三割一厘、俸給生活者の二割九分八厘の順であつて、最低の交通勞務者に於いても二割八分で、いづれの職業に於いても平均の三割五厘に極めて接近してゐる。これによつて見ると、夫の結婚費用中結婚式及披露宴に要したる費用の總額に對する割合は、全體の平均に於いても、いづれの職業に於いても例外なく大阪市に於ける方が東京市に於けるよりも少い割合に於いて費用を支出してゐる。尤も、その支出したる額については必ずしも東京市に比し大阪市の方が少ないと言ふわけではない。即ち、俸給生活者、中小商工業者及日傭に於いては割合のみならず支出したる額に於いて夫々東京市に於けるよりも少い額に止まつてゐるが其の他の職業に於ては大となつてゐる。

次に支度費であるが、ここに支度費とは、擧式する爲に要したる費用を言ふのであつて例へば、紋付、羽織、袴、國民服其他式服の調製費、箆等購入費竝に媒酌人への謝禮金等がこれに屬する。これら支度費の割合は、今回の調査に於いては日傭の五割六厘が最も多い。前回の東京市に於ける調査に於いても日傭が最も多かつたが、その割合は二割七分八厘であつた。これに次いで其の他の勞務者の二割五分九厘、俸給生活者の二割五分、中小商工業者の二割四分三厘で、いづれも平均の二割三分四厘を凌駕してゐる。工場勞務者及交通勞務者に在つては極めて接近してゐて夫々二割五厘及一割九分二厘である。最も少いのは自由業者の一割五分三厘であつたが大した差等がなく、いづれの職業に於いても平均の二割二分三厘に可なり接近してゐたのに反し、今回の大阪市に於ける調査に於いては、職業別に見たる場合相當差等がある。尤も、日傭に於いては回答を得て、調査に

初婚者の結婚費

使用し得た有効調査票が僅かに三と言ふ極めて少いものであつた點を考慮に入れる必要があらうと思はれる。

次に、世帯を持つに要したる費用に於いては、交通勞務者の二割三分三厘が最も多く、日傭の三分八厘が最も少なく、いづれも平均の一割七分八厘に比し相當大なる差があるが、その他の職業に於ける世帯を持つに要したる費用の割合は、大した差等がなく工場勞務者の一割八分八厘乃至其の他の勞務者の一割六分六厘であつて、いづれも平均の一割七分八厘に極めて接近してゐる。

大阪市に於ける初婚の夫の結婚費總額に對する世帯を持つに要したる費用の割合は右の如くであるが、これを東京市に於ける調査の結果に比較するならば、全體の平均に於いて大阪市の一割七分八厘なるに對し東京市は二割二分一厘であり、職業の種類について見ても、大阪市に於ける割合は、自由業者を除いては、東京市に於けるそれに比し夫々低くなつてゐる。

最後に職業別による夫の平均結婚費用について、東京市と大阪市とに於いていかなる差等があるかを觀察するならば、俸給生活者に於いて、東京市の五百九十九圓に對し大阪市の五百九十二圓七十錢と六圓三十錢だけ大阪市の寡少なるを除けば、いづれの職業に於いても大阪市の初婚の夫は、東京市の場合に比し結婚費用に於いて多額を支出してゐる。そして全體の平均に於いては東京市の四百三十九圓十錢に對し大阪市の五百十四圓三十錢と七十五圓二十錢だけ多く支出してゐる。此の差等は單に東京市と大阪市といふ都市として持つあらゆる事情の差異、換言するならば都市として持つ性格の差異から生じたものとはかり言ふことは出来ない。それは又調査の時期の差異も亦幾分か影響してゐるのではなからうか。即ち、大阪市に於ける調査は東京市に於いて行つた時から約一ヶ年を経過した時期に行はれたの

である。

四 夫の職業別に見たる妻の平均結婚費用

妻の平均結婚費用を夫の職業別に示せば次の第四表の如くである。

第四表 夫の職業別による妻の平均結婚費用

夫の職業	結婚のために要したる費用			合計に對する自己負擔の割合
	自己負擔	自己以外の負擔	合計	
俸給生活者	一二五・九〇 ^円	六三五・三〇 ^円	七六一・二〇 ^円	一六・五四 [%]
自由業者	一五五・三〇	七六二・六〇	九一七・九〇	一六・九二
中小商工業者	一八九・八〇	四〇九・三〇	五九九・一〇	三一・六八
工場勞務者	八五・〇〇	二八〇・三〇	三六五・三〇	二三・二七
交通勞務者	九三・二〇	三九七・五〇	四九〇・七〇	一八・九九
日傭	四三・三〇	一〇〇・〇〇	五三・三〇	八一・二九
その他の勞務者	九〇・七〇	三二八・九〇	四一九・六〇	二二・六二
總平均	一二三・四〇	四六七・一〇	五九〇・五〇	二〇・九〇

第四表で妻の全體の平均結婚費用を見ると、五百九十圓五十錢である。

併しこの平均結婚費用は夫の職業の種類によつて大いに異つてゐる。即ち、夫が自由業者である妻の平均結婚費用は最も多く九百十七圓九十錢に達してゐる。これに次いで俸給生活者に於ける七百六十一圓二十錢が多い。次に中小商工業者の五百九十九圓十錢、交通勞務者の四百九十圓七十錢の順となるのであるが、妻の結婚費用の最も少いのは日傭の五十三圓三十錢である。日傭については前にも述べた如く、本調査に於いては回収し得た有効調査票が僅かに三といふ極めて少い點がかくの如き著しき差異を生ぜしめた一つの原因となつたのではなからうか。又第四表に示すが如く工場勞務者

及其他の勞務者は夫々三百六十五圓三十錢及四百十九圓六十錢であつて、いづれも妻の全體の平均結婚費用よりも遙かに少ない。これによつて見ると、比較的知識階級と見られる夫と結婚する妻は比較的多くの結婚費用を使用し、一般に勞務者と結婚する妻は比較的僅かの結婚費用を使用してゐることがわかる。同様の傾向は東京市に於いて行つた調査の結果にも見られたところである。尚、この外に大阪市に於ける妻の結婚費用を夫の職業別に見たる場合、東京市に於ける結果と比較して如何なる差異があるかを觀察すると、日傭については前述した理由から一と先づ除外することとして、俸給生活者の夫と結婚した妻の結婚費用七百六十一圓二十錢が東京市の八百四十九圓五十錢に比較して八十八圓餘も少いのを除いて、其の他はすべて大阪市に於ける方が多くの結婚費用を使用してゐることが見出される。就中、交通勞務者及其他の勞務者に嫁した妻の結婚費用は著しく多く、東京市に於けるそれらの職業に従事する夫と結婚した妻の結婚費用の倍額以上を使用してゐることがわかる。

次に、結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では二割一分弱であつて七割九分は他人の負擔になつてゐる。更にこれを夫の職業別に見ると、自己負擔の最も少いのは俸給生活者の夫と結婚した妻の一割六分五厘、自由業者の夫と結婚した妻の一割六分九厘で、俸給生活者或は自由業者と結婚した妻は最も多くの結婚費用を使用してゐるにも拘らず自己負擔の割合は最も少いのであつて、これらの妻の大部分は結婚前に職業を持たず、従つて結婚費用を自ら準備する者の最も少いことが推測される。これに反して中小商工業者の夫と結婚した妻は三割一分六厘強の結婚費用を自ら負擔してゐるのである。工場勞務者、交通勞務者及其他の勞務者たる夫と結婚した妻は、いづれもその中間に位してゐて、結婚費用

の二割内外を自ら負擔してゐる。尙、第四表によれば、日傭の夫に嫁した妻はその使用した結婚費用の八割一分強を自ら負擔してゐることになつてゐるが、これは極めて例外に屬するものと認められるので暫く除外しておくこととする。

次に、大阪市に於ける妻の平均結婚費用總額に對する自己負擔の割合を、東京市に於いて行つた調査の場合と比較して觀察するならば、職業別に見て大阪市に於ける自己負擔の割合は、日傭の如き例外的なものを除けば、東京市に比し概して著しき高低なく平均されてゐると言ふことが出来る。

次に、平均結婚費用は夫と妻との間でどれ程の差異があるかを、夫の職業別に觀察して見よう。夫の職業別による夫妻の平均結婚費用を示せば次の第五表の如くである。

第五表 夫の職業別による夫妻の平均結婚費用

夫の職業	夫の結婚費用	妻の結婚費用	夫の結婚費用に對する妻の結婚費用の割合
俸給生活者	五九二・七〇	七六一・二〇	一二八・四三
自由業者	五七二・五〇	九一七・九〇	一六〇・三三
中小商工業者	五八六・五〇	五九九・一〇	一〇二・一五
工場勞務者	三七四・七〇	三六五・三〇	九七・四九
交通勞務者	四九二・七〇	四九〇・七〇	九九・五九
日傭	二六三・四〇	五三・三〇	二〇・二四
其の他の勞務者	四二一・七〇	四一九・六〇	九九・五〇
總平均	五一四・四〇	五九〇・五〇	一一四・七九

第五表で見ると、全體の平均では、夫の結婚費用は五百十四圓四十錢で

初婚者の結婚費

あつて、夫の結婚費用に對して妻の結婚費用は約一割四分多いことになつてゐる。併しこれを夫の職業別に見ると、妻の結婚費用が夫の結婚費用よりも多くなつてゐるのは、自由業者、俸給生活者であつて中小商工業者も亦僅かではあるが多くなつてゐる。其の他の職業に於いては日傭を除いていづれも妻の結婚費用と夫の結婚費用とは殆んど同額である。即ち、自由業者に於ては一・六倍であり、俸給生活者に於ては一・二八倍であり、又中小商工業者に於ては一・〇二倍である。これに反して、其の他の職業に於いては極めて僅かの差等はあるが、妻の結婚費用と夫の結婚費用は殆ど同額といふことになつてゐる。即ち、九割七分四厘乃至九割九分五厘である。尤も日傭の二割といふのがあるがこれは除外する方が穩當であらう。

ここで前回行つた東京市に於ける結果と比較して觀察してみれば、東京市に於いてはやはり自由業者並に俸給生活者は大阪市と同じく妻の結婚費用は夫の結婚費用よりも多くなつてゐたが、其の他の職業に於いては、妻の結婚費用は夫の結婚費用の六割乃至八割であつた。それが大阪に於いては殆んど同額と言つて差支ない程夫妻の結婚費用は接近して居るのである。

次に、妻の結婚費用總額に對する結婚式費用、披露宴費用、支度費及世帯を持つに要したる費用の百分比を、夫の職業別に示せば次の第六表の如くである。

尙、本調査に於ては普通婚姻についてのみ調査したので、妻の結婚費用の中に結納金は一つも現はれなかつたから結納金の項目は本表には掲げないことにする。

第六表 夫の職業別による妻の結婚費用の支出項目別

夫の職業	區分	結婚式費用		披露宴費用		支度金		世帯を持つに要する費用		合計
		實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
俸給生活者		4000	51.3%	5000	62.5%	6000	75.0%	9000	112.5%	76000
自由業者		5000	62.5%	8000	100.0%	7000	87.5%	11000	137.5%	100000
中小商工業者		4700	58.8%	4000	50.0%	5000	62.5%	6000	75.0%	59000
工場勞務者		2800	35.0%	3300	41.3%	3000	37.5%	4000	50.0%	36000
交通勞務者		3600	45.0%	3800	47.5%	4200	52.5%	5000	62.5%	49000
日傭		1000	12.5%	1100	13.8%	1200	15.0%	1300	16.3%	10000
その他の勞務者		1100	13.8%	1200	15.0%	1300	16.3%	1400	17.5%	10000
總平均		3900	48.8%	4600	57.5%	5000	62.5%	6000	75.0%	59000

結婚式に要したる費用の割合は、妻の場合には比較的少く、全體の平均で六分七厘である。其の金額から見ても、夫の七十一圓八十錢に對して、妻の場合には四十圓にも達しないで僅かに三十九圓九十錢であるに過ぎない。そして結婚費用總額に對する結婚式に要したる費用の割合は、日傭の一割八分七厘、その他の勞務者の一割一分二厘を除けば其の他は、いづれの夫の職業に於ける妻も、五分七厘乃至七分九厘を支出してゐるに過ぎない。又披露宴に要したる費用の割合も亦、全體の平均に於いて僅かに七分であり。その金額は四十一圓六十錢であつて、職業の種類によつて見ても

自由業者の八分七厘を最高として其の他は皆全體の平均に接近してゐる。日傭の妻に於いては此の支出は皆無である。更に又世帯を持つために要したる費用の割合も、全體の平均に於いて僅かに一分二厘であり、その金額は七圓三十錢である。職業の種類別に見ると、自由業者の妻が二分五厘を支出してゐる以外は、其の他の夫の職業に於ける妻は僅かに六厘乃至一分九厘を支出してゐるに過ぎない。日傭の妻に於いては、この支出も亦皆無である。

然るに支度金の割合は妻の場合に於いて著しく大きい。全體の平均で八割四分九厘に達し、これを金額で示すと五百一圓七十錢である。夫の場合の二割三分四厘、百二十圓七十錢に比較すれば、結婚費用總額に對する割合に於いても、又金額に於いても甚だ大である。故に、妻の場合には、結婚費用の大部分は支度費に支出されてゐることがわかる。更にこれを職業別に見れば、いづれの職業に於いても八割以上に達してゐて全體の平均に接近して大なる差等はないが、俸給生活者の妻の八割五分八厘が最も多く、これに次いで中小商工業者の妻の八割四分四厘、交通勞務者の妻の八割四分一厘、工場勞務者の妻の八割三分九厘、自由業者の妻の八割三分の順となり、其の他の勞務者の妻の八割四厘が最も少い。併しこれを金額で示すと自由業者の七百六十二圓が最も多く、これに次いで俸給生活者の六百五十三圓八十錢となり、反對に少い方から見れば日傭の妻の四十三圓三十錢が例外的ではあるが最も少く、工場勞務者の妻の三百六圓五十錢、其の他の勞務者の妻の三百三十七圓五十錢が之に次いで少い。そして全體の平均は五百一圓七十錢であつて、中小商工業者の妻はこれに極めて接近して、五百五圓八十錢となつてゐる。

最後に前同行つた東京市に於ける調査の結果と今回の大阪市の於ける結果とを比較して見るに、比較の便宜上大阪市の妻の結婚費用の支出項目別の内結婚式の費用と披露宴の費用とは合計して一項目として見ることにするが、結婚費用總額に對するこの項目の割合は全體の平均では一割三分八厘となり、更にこれを職業の種類に於いて見るならば、日傭の妻の一割八分七厘が最も多く、これに次いで其の他の勞務者の妻の一割八分強、中小商工業者の妻の一割五分三厘、交通勞務者の妻の一割五分二厘が多く、最低は俸給生活者の一割二分八厘で職業の種類に於いて見るも大なる差等がない。これに對し東京市に於ける調査の結果は、全體の平均では一割二分五厘となり、更にこれを職業の種類に於いて見るならば、其の他の勞務者の妻の一割七分を除けば、いづれの職業に於ける妻も、一割乃至一割四分を支出してゐるのであつて、全體の平均に於いても、又いづれの職業に於いても大阪市の方が稍、多くの割合を支出してゐる。併しこれを金額にて示すならば、全體の平均に於いては東京市の妻の六十圓三十錢に對し大阪市の妻は八十一圓五十錢であり、又職業の種類について見ても、俸給生活者の妻及日傭の妻を除いては他のいづれの夫の職業に於ける妻も大阪市の於ける妻は東京市に於ける妻よりも多くの額を支出してゐる。

次に支度費について比較するならば、妻の結婚費用總額に對する支度費の割合は、全體の平均に於いて東京市の七割九分に對し大阪市の八割四分九厘、即ち殆ど八割五分に達し、又いづれの夫の職業の妻も大阪市の於ける妻は、其の割合に於いて八割以上を支度費に支出してゐる。又支度費に使用したる金額について一瞥するならば、兩市共自由業者の妻が最も多く、これに次いで俸給生活者の妻、中小商工業者の妻が多く、最も少いのは、東京市に於いては其の他の勞務者の妻の百三十三圓九十錢であり、大阪市の於いては、極めて例外的と見らるる日傭の妻の四十三圓三十錢を除けば、工場勞務者の三百六圓五十錢が少い。そして、全體の平均では、東京市の三百七十八圓八十錢であるに對し大阪市の五百一圓七十錢で、大阪市の方が遙かに多い。これは、大阪市の於ける夫の東京市に於ける夫に比し多額の結納金を支出してゐると言ふことに關聯あるものと見られ、大阪市の於いては夫の側の結納金に對應し、妻の側に於いて支度費に多額の費用を支出すると言ふ永い間の慣習によるものではなからうか。

最後に世帯を持つに要したる費用であるが、妻の場合に於いては其の割合は極めて僅かである。結婚費用總額に對する世帯を持つに要したる費用の割合は、全體の平均に於いて東京市は六分五厘であり、大阪市の如きは僅かに一分二厘である。又金額に於いても全體の平均に於いて東京市は三十一圓三十錢であつて大阪市の七圓三十錢である。いづれの職業の種類について見ても大阪市の東京市に比し遙かに少い割合の費用を支出してゐる。

五 夫の職業別に見たる一夫婦の平均結婚費用

以上に於いて結婚費用を夫の場合と妻の場合とに分ちて觀察したが、更にこれを合計して、一夫婦の平均結婚費用を夫の職業別に觀察しよう。これによつて、夫々の夫の職業別に於いて見たる結婚費用總額を比較することが出来るであらう。夫の職業別による一夫婦の平均結婚費用は次の第七表の如くである。

第七表 夫の職業別による一夫婦の支出項目別平均結婚費用

夫の職業	結納金	結婚式費用	披露宴費用	支度金	世帯を持つに要する費用	計
俸給生活者	一六、八〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、五〇〇円	八〇、二〇〇円	一四、五〇〇円	一三、五九九円
自由業者	一六、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	三八、八〇〇円	八五、〇〇〇円	一三、六〇〇円	一四、九〇四円
中小商工業者	一六、四〇〇円	一三、〇〇〇円	二六、二〇〇円	六四、八〇〇円	九、九三〇円	一八、五五六円
工場労働者	一〇、七六〇円	九、八二〇円	七、七〇〇円	三八、三六〇円	七、七六〇円	七、四〇〇円
交通労働者	一四、八〇〇円	二五、八〇〇円	九、七四〇円	五〇、七六〇円	二七、八〇〇円	九、八三四〇円
日傭	五〇、〇〇〇円	四三、四〇〇円	三、六七〇円	一七、六六〇円	一〇、〇〇〇円	三、三六七〇円
その他の労働者	一一〇、一〇〇円	一〇八、一〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	四四、六九〇円	七、二二〇円	八、四一三〇円
總平均	一四、一六〇円	一一、二七〇円	二二、一〇〇円	六三、三四〇円	九、九二〇円	一、一〇四九〇円

全體の平均では、一夫婦の平均結婚費用は千四百九十錢である。故に大阪市に於ける一結婚につき夫妻の雙方が支出する結婚費用の合計は、平均的に見て約千百圓である。前回東京市について行つた調査では平均的に見て約九百圓であつた。従つて全體の平均では、大阪市に於ける夫妻雙方の結婚費用の總額は東京市に比し約一割二分多くなつてゐる。

一夫婦の平均結婚費用は全體の平均としては右の通りであるが、併しこれを夫の職業別に見れば大なる差等がある。即ち、自由業者の千四百九十圓四十錢が最も多く、これに次いで俸給生活者の千三百五十三圓九十錢、中小商工業者の千八百八十五圓六十錢が多い。以上は皆千圓を超えてゐるが、千圓に極めて接近してゐるものに交通労働者の九百八十三圓四十錢がある。最も少いのは日傭の三百十六圓七十錢で自由業者の四分の一以下である。その他の職業に於ける夫婦の平均結婚費は其の他の労働者の八百四十一圓三十錢と工場労働者の七百四十圓とであるが、これは最も多い自由

業者に比較して、前者は凡そ五割六分強であり、後者は五割に相當する額である。

次に結婚費用を項目別に見ると、結納金は、すべて夫の側の支出となつてゐるのであるが、中小商工業者の百六十九圓四十錢が最も多く、これに次いで自由業者の百六十七圓、俸給生活者の百六十二圓八十錢が多い。これ等の職業に於ける結納金は殆ど差がないと言つてよい。又交通労働者の百四十四圓八十錢は全體の平均である百四十四圓六十錢に極めて接近してゐる。最も少いのは日傭の五十圓であつて、工場労働者の百七圓六十錢、其の他の労働者の百十圓十錢は中小商工業者の約三分の二である。

大阪市に於ける調査では結納金はすべて夫の側の負擔であり、夫の平均結婚費用總額に對する割合についても既に述べた通りである。夫妻の結婚費用總額に對する結納金の割合はここでは詳しく述べないが第七表の通りである。

次に、結婚式に要したる費用は、全體の平均では百一十一圓七十錢であるが、中小商工業者、自由業者、交通労働者及俸給生活者が最も多く、夫々百三十圓三十錢、百二十二圓、百十五圓八十錢、百十三圓である。日傭の四十三圓四十錢が最も少く、其の他の労働者は百八圓十錢であつて全體の平均より稍、少い。

披露宴に要したる費用は、全體の平均では百二十七圓であるが、自由業者の二百二十八圓八十錢が最も多く、これに次いで俸給生活者の百六十一圓五十錢、中小商工業者の百三十八圓二十錢が多く、以上は全體の平均を超えた額である。これに反し最も少いのはやはり日傭で三十六圓七十錢である。其の他の職業に於ける披露宴の費用は、百圓乃至七十三圓であつて自由業者の二分の一以下である。

支度費は全體の平均では六百二十二圓四十錢であるが、自由業者に於ける八百五十圓、俸給生活者の八百二十圓十錢が最も多く、これに次いで中小商工業者の六百四十八圓四十錢が多く、これに反し日傭の百七十六圓六十錢がここでも最も少ない。其の他の職業に於ける支度費は、最高たる自由業者の六割乃至四割五分の間である。

最後に、世帯を持つに要したる費用であるが、全體の平均では九十九圓二十錢であつて、自由業者の百二十二圓六十錢、交通勞務者の百十七圓八十錢、俸給生活者の百十四圓五十錢が最も多く、これに次いで中小商工業者の九十九圓三十錢が多い。日傭は著しく少なく僅か十圓である。この額は夫の側に於ける支出であつて、妻の側に於ける支出が皆無であることは既に述べた通りである。

要するに、一夫婦の平均結婚費用は、比較的知識階級に屬してゐると見られる自由業者、俸給生活者に於いて最も多く、中小商工業者これに次ぎ、各種の勞務者に於いて比較的低い。結婚費用を各種の項目に分ちて觀察しても、略、同様のことが言ひ得られる。此の傾向は前回行つた東京市に於ける調査の結果にも見られたところであるが、大阪市に於ける各種勞務者の平均結婚費用は東京市に比し遙かに多く、工場勞務者は約三割の増であるが、交通勞務者及其の他の勞務者は東京市の倍額以上に達し、前者は東京市の四百四十二圓四十錢に對し大阪市は九百八十三圓四十錢で約十二割増、後者は東京市の四百三圓七十錢に對し大阪市は八百四十一圓三十錢で約十一割増である。一夫婦の平均結婚費用を平均的に見たる場合、大阪市の夫妻雙方の結婚費用の總額は、東京市の約九百圓に對し約一割二分増の千百圓に達してゐるが、其の主なる原因はこれら各種勞務者の結婚費用が、東京市に比し多額に使用されてゐることによると言へよう。

初婚者の結婚費

次に大阪市の俸給生活者は、夫妻雙方とも東京市に比し稍、少い結婚費用を使用してゐる。従つて、大阪市に於いては、結婚費用を最も多く使用してゐるのは俸給生活者ではなく、自由業者であつて、千四百九十圓四十錢を使用してゐる。

六 結婚前に於ける妻の職業別結婚費用

妻の平均結婚費用は五百九十圓五十錢であり、自己負擔は百二十三圓四十錢、自己以外の負擔は四百六十七圓十錢であることは既に説明した。併しこの平均結婚費用竝に結婚費用に對する自己負擔の割合は、結婚前に於ける妻の職業別によつて大いに差等あるものと考へられる。そこで、この點について觀察して見よう。結婚前に於ける妻の職業別に平均結婚費用を示せば次の第八表の如くである。

第八表 結婚前に於ける妻の職業別平均結婚費用

結婚前の職業	件数	結婚のために要したる費用			結婚費用に對する自己負擔の割合
		自己負擔	自己以外の負擔	合計	
自由業者	一八	五九・三〇	二〇三・三〇	七九五・六〇	七四・四五
女子事務員	五五	一八九・八〇	四三三・六〇	六二三・四〇	三〇・四五
中小商工業者	三九	一三五・六〇	二五二・六〇	三八八・二〇	三四・九三
女子勞務者	七九	一〇一・〇〇	二二八・六〇	三二〇・六〇	三一・八二
家事使用人	二三	一一四・四〇	一一六・五〇	二四〇・九〇	四七・四九
農業	二〇	一一〇・五〇	四四〇・五〇	五五一・〇〇	二〇・〇五
無職	三五四	九三・七〇	五八六・七〇	六八〇・四〇	一三・七七
總平均	五八八	一二三・四〇	四六七・一〇	五九〇・五〇	二〇・九〇

第八表で見ると、結婚前に於ける職業が自由業であつた妻の平均結婚費用

用が最も多く、七百九十五圓六十錢である。これに次いで結婚前に於ける職業が無職であつた妻及女子事務員であつた妻の六百八十圓四十錢及六百二十三圓四十錢が多く、以上はいづれも全體の平均結婚費用五百九十圓五十錢に比し大である。平均結婚費用よりは少いがこれに極めて接近してゐるものに、結婚前に於ける職業が農業であつた妻の五百五十一圓がある。結婚前に其の他の職業にあつた妻の結婚費用はいづれも四百圓以下であつて、殊に家事使用人であつた妻の結婚費用は極めて少く二百四十圓九十錢に過ぎない。

次に、結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では二割九厘である。併しこの割合は結婚前に於ける妻の職業によつて大なる差等がある。即ち、結婚前に自由業者であつた妻は、其の他の職業にあつた妻に比較して最も多くの結婚費用を使用しては居るが、自己負擔の割合も亦最も多く七割四分四厘を自己の負擔としてゐる。又結婚前に無職であつた妻は、自由業者に次いで多くの結婚費用を使用しては居るが、自己負擔の割合は最も少く、僅かに一割三分七厘である。又結婚前の職業が家事使用人であつた妻は、最も少い結婚費用を使用してゐるが、自己負擔の割合は、自由業者に次いで多く四割七分四厘を自己の負擔としてゐる。これに次いで中小商工業者の三割四分九厘、女子勞務者の三割一分八厘、女子事務員の三割四厘の順で自己の負擔としてゐる。これによつて見れば、大阪市に於ける職業婦人は、結婚費用の凡そ三割から四割五分程度に至る割合を自ら負擔してゐる。又結婚前農業に従事してゐた妻は、結婚費用に對する自己負擔の割合は比較的少い。

七 妻の親元の職業による妻の平均結婚費用

妻の平均結婚費用は五百九十圓五十錢であり、そのうちに、自己負擔は

百二十三圓四十錢、自己以外負擔は四百六十七圓十錢であることは既に述べた。又妻の平均結婚費用及結婚費用に對する自己負擔が結婚前に於ける妻の職業の種類によつて差等のあることも前項に於いて説明した。併しこの妻の平均結婚費用及結婚費用に對する自己負擔の割合は、妻の親元の職業によつて大いに差等あるものと考へられるので、いま、この點について觀察して見よう。妻の親元の職業別による妻の平均結婚費用を示せば次の第九表の如くである。

第九表 妻の親元の職業による妻の平均結婚費用

妻の親元の職業	件數	結婚のために要したる費用			結婚費用に對する自己負擔の割合
		自己負擔	自己以外負擔	合計	
農業	一七八	一一・九〇	三六八・八〇	四八〇・七〇	二・三二八
水産業	八	二四・三〇	一八六・一〇	二一〇・四〇	一一・五五
鑛業	二	—	四七二・五〇	四七二・五〇	—
工業	一三三	一〇二・六〇	三三九・五〇	四四二・一〇	二三・二二
商業	一〇七	一六九・二〇	六四三・六〇	八一二・八〇	二〇・八二
交通業	二二	一三七・九〇	三七一・一〇	五〇九・〇〇	二七・〇九
公務自由業	三六	九九・九〇	七六九・八〇	八六九・七〇	一一・四九
家事使用人	一	三五〇・〇〇	三八〇・〇〇	七三〇・〇〇	四七・九五
其の他の有業	三八	九一・五〇	七八八・六〇	八八〇・一〇	一〇・四〇
無職	六四	一六一・七〇	四一六・九〇	五七八・六〇	二七・九五
總平均	五八八	一二三・四〇	四六七一・一〇	五九〇・五〇	二一・〇五

第九表で見ると、妻の親元の職業が其の他の有業者である妻の平均結婚費用は最も多く、八百八十圓十錢である。これに次いで公務自由業の八百

六十九圓七十錢、商業の八百十二圓八十錢が多い。家事使用人の七百三十圓がこれに次ぐのであるが、以上は全體の平均結婚費用である五百九十圓五十錢より多い部に屬する。妻の親元の職業が其の他の職業である妻の結婚費用は、交通業の五百九圓を除いては、いづれも五百圓以下である。妻の親元の職業が水産業である妻の平均結婚費用は極めて少く僅かに二百十圓四十錢に過ぎない。

次に結婚費用總額に對する自己負擔の割合は、全體の平均では二割一分であるが、併しこの割合は妻の親元の職業によつて大なる差等がある。妻の親元の職業が家事使用人である妻は自己負擔の割合最も多く、四割七分九厘、即ち殆ど五割に近い割合を自らの負擔としてゐる。これに反し、妻の親元の職業が「其の他の有業者」である妻は、その他の職業に従事する親元である妻に比較して最も多くの結婚費用を使用してゐるに反して、自己負擔の割合は最も少く、僅かに一割四厘である。次に妻の親元の職業が無職である妻は二割七分九厘、同じく交通業である妻は二割七分、農業及工業である妻は共に二割三分二厘で、これらは全體の平均の二割一分より多い部に屬する。商業の二割八厘は全體の平均に比し僅かに少く、妻の親元の職業が公務自由業である妻の一割一分四厘、同じく水産業である妻の一割一分五厘は、其の他の有業者に次いで自己負擔の割合が少い。妻の親元の職業が鑛業である妻は、結婚費用の全部を他人の負擔としてゐる。尙本調査に於いて妻の親元の職業別分類に際し得た調査票の數は、職業の種類に於いて異り、家事使用人及鑛業の分類に於いては極めて少く、即ち、妻の親元の職業が鑛業である妻は僅かに二件に過ぎず又同じく家事使用人である妻に至つては僅かに一件に過ぎない。従つて、このやうな觀察數の少い結果を平均結婚費用として他の職業に於ける結果と比較することは適當

農家人口に關する一觀察

でないかと考へられる。これ等不充分の點は、將來の調査に於いて補正することとしたい。

農家人口に關する一觀察

内 藤 雅 夫

(一)

支那事變の勃發、大東亞戰爭の開戦は、戰爭目的完遂の爲、速に我が産業構成の再編成を行ひ、軍需産業部門の著しい擴充を要請するに到つた。これに伴ひ大和民族の量質に於ける増強の問題が、勞働力、兵力、更には東亞諸民族の指導的人口の問題としてその重要性を明かにするに到つたのである。現下人口問題の正しき解明、對策の必要なるは今更論を俟たないであらう。又その展開の主たる擔當者が産業人口であることも亦當然である。然し産業人口が人口政策展開の主たる擔當者たる事は人口政策樹立に際して看過し得ざる問題を提出する。即ち彼等の負ふ歴史的過程によりて規制せられた諸性格の把握の問題である。日本資本主義社會の發展過程が産業人口に附與した歴史的諸性格を無視した人口政策は到底所期の目的を充分に達成し得ないのである。

かかる觀點よりして、吾々は日本資本主義社會に對する眞剣な考察を怠り、徒らに前進することは、我が人口問題の、更に我が國の發展の爲にと